

第3章 基本目標と基本的方向性

1 基本目標

《学びの広がるまちづくり、未来を拓く人づくり》

2 基本的方向性

基本目標を実現するため、5つの施策を展開します。施策ごとの基本的方向性は、次のとおりとします。

施策1 生涯学習の充実

生涯を通じた多様な学習環境づくりの推進

市民の誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるように、いつでも、どこでも学ぶことができる環境を整え、その学びの成果を生かす取組を推進します。

(1) 広がりと深まりのある生涯学習の推進

施策2 学校教育の充実

豊かな心、健やかな体、確かな学力を育む教育の推進

子ども一人ひとりの個性を生かし、学力を定着させ、生きる力を育むことができるように、教育の充実と健全な育成を図ります。

- (1) 学力向上対策の推進
- (2) 豊かな心を育む教育の充実
- (3) 健康・安全教育の推進
- (4) 幼児教育・特別支援教育等の充実
- (5) 教育環境の整備・充実

施策3 社会教育の充実

地域で子どもを育てる教育振興運動や市民の学習活動支援の充実

教育振興運動を基本に、学校、家庭、地域が一体となって、子どもの育つより良い環境づくりを推進します。また、社会教育施設等での学習機会の充実に努め、市民の自発的な学びを支援します。

- (1) 教育振興運動を基盤とした教育力の向上
- (2) 社会教育施設的环境整備

施策4 芸術文化の振興

豊かな感性を育む芸術文化の振興と郷土の文化財や伝統文化の保存 伝承と活用

芸術文化に親しむ機会を提供し、市民の自主的、創造的な芸術文化活動を支援します。また、国指定の史跡や建造物をはじめとする文化財の保護と活用を図るとともに伝統文化の保存と伝承に努めます。

- (1) 芸術文化の振興
- (2) 文化財の保護と活用
- (3) 郷土への誇りと愛着を深める地域文化の継承

施策5 スポーツの推進

スポーツに親しむ環境づくりと競技スポーツの推進

市民の誰もが年齢や能力、体力の違いにかかわらず、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに努めるとともに、希望と活力をもたらす競技スポーツを推進します。

- (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 競技力向上に向けた選手の育成と指導者の養成